

平成29年度「我が国循環産業海外展開事業化促進業務」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO2削減支援事業）」

注）頂きました御質問は原則として原文を掲載しておりますが、公開に際して一部修正を加えております。

	事業区分	質問事項	回答
1	事業化促進事業	共同事業者、コンソーシアムの定義をお教えてください。	申請者と共同で事業を実施する者を共同実施者といい、コンソーシアムは地方自治体や複数事業者により形成される団体であり、募集要項2.(1)を満たす場合、申請者となることも可能です。
2	事業化促進事業	見積もりについて、・コンソーシアムを組成して応募した場合、代表企業を除くメンバーの経費は全て「共同実施費」に計上すればよいのでしょうか。お教えてください。	2.(1)を満たし、コンソーシアムが申請者となりなる場合、すべてのメンバーの経費を申請者の費用として計上ください。2.(2)を満たさない場合は、申請企業以外の経費は共同実施費として記載ください。
3	事業化促進事業	印刷製本費について、報告書の総頁数(想定されている概数)、製本の体裁(クミ綴じほか)はどの様に考えれば宜しいでしょうか。	印刷製本費は、進捗報告等に用いる報告書の印刷様式は指定ございません。業務終了報告書の製本は、統括事業者が実施するため、積算に含む必要はございません。
4	事業化促進事業	見積もりについて、金額の表示は、1円単位の記載で宜しいでしょうか。	問題ございません。
5	事業化促進事業	申請書(エクセルファイル)において記載する「4. 申請法人概要」について、お教えてください。これは主体事業者のみ記載するのでしょうか、仮にコンソーシアムで応募した場合は、コンソーシアムメンバー全て記載するのでしょうか。	申請法人、つまり申請者についてのみ記載ください。コンソーシアムが申請者となる場合、コンソーシアムの情報(設立年月や従業員数、事業対象、事業内容(コンソーシアムの構成含む)、海外での事業の状況)を記載ください。
6	事業化促進事業	5.申請方法(2)申請方法にDVD-Rと記載されていますが、媒体容量に問題なければCD-Rでも宜しいでしょうか。	DVD-Rでの提出をお願い申し上げます。
7	事業化促進事業	「8.必要経費」として提出する「別紙I、別紙X」と期されていますが、これらはPDF化し、適当なフォルダー名を付けてDVD-R(若しくはCD-R)に格納すれば宜しいでしょうか。	適当なフォルダー名で、DVDへの格納をお願いいたします。
8	事業化促進事業	【その他添付資料】についてお尋ねいたします。「財務諸表」、「法人登記簿抄本」、「ISO14001等のマネジメントシステム登録証」や「法人概要の把握に資する資料」等は提案法人分だけ用意すれば宜しいでしょうか。	申請者(個社またはコンソーシアム)についての資料提出をお願いいたします。
9	事業化促進事業	実施事業者が複数ある場合、総括業務請負者と実施事業者との再委託契約は、下記で対応可能でしょうか？ (1)現在締結している事業化検討に関する契約書等の代替でよろしいでしょうか？ (2)グループ会社の場合は契約書は不要でよろしいでしょうか？	実施者が複数ある場合も、代表事業者または複数事業者等によるコンソーシアムを申請者として、申請いただくこととなり、総括業務請負者と申請者が契約を締結することとなります。再委託契約の様式については総括業務請負者の規定にもよりますので、統轄事業者決定後にご相談ください。
10	事業化促進事業	申請書における連絡先(1)申請会社と、主となる実施事業者の連絡先の併記は可能でしょうか？	可能です。
11	事業化促進事業	1.応募要領2「対象事業」(1)「実施者の要件」に関して、平成28年度以前の基礎調査の際に共同で応募した法人(コンサル業者)と今回の応募は連携しません。そこで、応募の際に、特にコンサル業者と共同を図る必要性があるのか。	必ずしも過去に共同で応募したコンサル事業者と今回も共同を図る必要はございません。今回の調査において必要がある者のみ共同実施者として申請ください。
12	事業化促進事業	2.応募要領3「実施業務の内容」で実現可能性調査として実施すべき①～⑧の事項において、②対象地域における現状調査、④現地政府・企業等との連携構築、の2項目につき、平成28年度以前の実施した基礎調査で得た成果を、今回応募させていただく実現可能性調査に準用してもよいのか、その際の記載に特記する必要があるのか。	平成28年度以前の成果を準用していただいて構いません。その際の記載方法も指定はございません。
13	事業化促進事業	3.応募要領3「実施業務の内容」⑤「現地関係者合同ワークショップの開催」について、「ワークショップ」という形態にはこだわらないとあるが、例えば、現地企業のプロジェクチームと行う工場視察、合同FSやミーティング、現地行政府や自治体への訪問(ヒアリング、意見交換)をワークショップの一環として考慮していくのか。	現地関係者との間で事業計画案や実施状況、事業推進に向けた協力について情報共有・意見交換を行うのであれば、形式はこだわりません。ただし、例えば、具体的内容にもよりますが、単純な工場視察や状況の聞き取りだけでは、この趣旨に沿わないと考えられます。
14	事業化促進事業	2.(1)イ)ロ)の解釈として、国内に本社があり、海外に資本関係のある会社がない場合は要件をみたすということでしょうか。	要件を満たします。
15	事業化促進事業	2.(1)③環境省競争参加資格「物品の製造」「物品の販売」「役務の提供等」の格付がされていることとありますが、いずれか(物品販売と役務提供の2つのみ等)でも申請者になれるのでしょうか。	いずれかの資格を有していれば、申請可能となります。
16	事業化促進事業	2.(1)④、⑤で自治体とありますが、すべての自治体でしょうか。それとも一箇所でも許可を取得していればよろしいのでしょうか。	一カ所以上の自治体での許可についての取得を条件としております。
17	事業化促進事業	FSについての採択予定金額が明示されておりますが、FS業務終了後の事業実施の段階において、施設建設に伴い既に割り当てのある国庫補助等がありますでしょうか。該当する場合、概ね補助率はどの程度でしょうか。	本業務はFS実施を想定しておりますので、FS業務終了後(事業実施段階)の施設建設は対象としておりません。
18	事業化促進事業	総括業務請負者とありますが、民間のコンサルティング会社の様なイメージでしょうか。	今年度請負業者は今後入札により決定いたしますので現時点では未定です。過去実績として、コンサルティング会社の受注実績があります。
19	事業化促進事業	(I)事業環境基礎調査の申請段階において、現地パートナーは企業名の記載が必要でしょうか。業種(役割)の明示程度でよろしいでしょうか。	確定したパートナーについては、実現可能性の評価の観点から記載いただければと思いますが、可能な限りで結構です。ただし、具体的な検討が進んでいることを示す情報が提示されないと、事業の実現可能性の評価が困難となる可能性があります。
20	CO2削減支援事業	中国での事業を検討しているが、中国はJCMの対象国となるか否か。二国間協力の対象国ではない。	中国は京都議定書非付属書I国であり、JCMの対象国に含むため、本事業の対象に含みます。
21	CO2削減支援事業	公募予算額は2.3億円とあるが、1件当たり、1年間の補助対象額ほどの程度と考えればよいのか。	特に1件あたりの金額を決めておりません。予算の範囲内で、申請内容により妥当な金額かどうか判断します。
22	CO2削減支援事業	複数年度の計画ではなく、単年度の計画での応募という理解でよいのか。	単年度の応募となります。
23	CO2削減支援事業	以下のものは補助対象経費に含まれるか。 -製造設備の購入費用 -製造工場の設計費用 -FS外注費用(プロジェクト申請にあたって、資格を有する機関によるFSが必要) -リーガルチェックを含めて合弁契約書の作成費用等	備品費として読める範囲の購入費用は含めていただければと思います。ただし、本件業務はFS調査を想定しており、FS段階終了後の施設設備は含まれないため、FS段階終了後の設計費用は含まれません。ただし、事業の実現可能性を評価するために必要となる設計の費用は対象となります。外注費用は再委任として積んでいただければと思います。また、合弁契約書作成のリーガルチェックにつきましては、FS調査に必要な場合は含めていただければ結構です。再委任する場合は再委任費に積んでいただければと思います。なお、応募の段階では費目に間違いがあった場合は、採択後に修正いただくことが可能です。